



福県医発第 1335 号 (地)

令和 4 年 8 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件 (E 2 (既存項目・変更あり)) が保険適用されたことに
伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が
示され、令和 4 年 8 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありまし
た。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されて
おりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 10 月号に掲載が予定されており、
また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険
適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令 4. 7. 29 保医発 0729 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎

会長 島田昇二郎

日医発第875号（保険）
令和4年8月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査1件（E2（既存項目・変更あり））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和4年8月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌10月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1．検査料の点数の取扱いについて

（令4.7.29 保医発0729第4号 厚生労働省保険局医療課長）

2．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0729第4号
令和4年7月29日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年8月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012(53)イ中「化学発光酵素免疫測定法（定量）又は電気化学発光免疫測定法（定量）によるSARS-CoV-2抗原検出（定量）」を「化学発光酵素免疫測定法（定量）、電気化学発光免疫測定法（定量）又は化学発光免疫測定法（定量）によるSARS-CoV-2抗原検出（定量）」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ～ (52) (略) (53) SARS-CoV-2 抗原検出 (定性・定量) ア (略) イ SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として<u>化学発光酵素免疫測定法 (定量)</u>、<u>電気化学発光免疫測定法 (定量)</u> 又は <u>化学発光免疫測定法 (定量)</u> による SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) を行った場合に限り、「52」H I V－1 抗体 (ウエスタンブロット法) の所定点数 2 回分を合算し	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ～ (52) (略) (53) SARS-CoV-2 抗原検出 (定性・定量) ア (略) イ SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として<u>化学発光酵素免疫測定法 (定量)</u> <u>又は電気化学発光免疫測定法 (定量)</u> による SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) を行った場合に限り、「52」H I V－1 抗体 (ウエスタンブロット法) の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。

た点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 1 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）については、別に算定できない。

(54)・(55) (略)

ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 1 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）については、別に算定できない。

(54)・(55) (略)

新たに保険適用が認められた検査

令和4年8月1日 保医発 0729 第4号（令和4年8月1日適用）

No.1

測定項目	SARS-Cov-2 抗原検査（定量）
販売名	ケミルミ SARS-CoV-2Ag
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	化学発光免疫測定法
主な測定目的	鼻咽頭ぬぐい液中の SARS-CoV-2 抗原の測定（SARS-CoV-2 感染の診断補助）
点数	560点（「D012」感染症免疫学的検査「52」HIV - 1 抗体（ウエスタンブロット法）の280点の2回分）
関連する 留意事項の 改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D012 感染症免疫学的検査 （1）～（52）（略） （53） SARS-Cov-2抗原検出（定性・定量） ア（略） イ SARS-CoV-2抗原検出（定量）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として<u>化学発光酵素免疫測定法（定量）</u>、<u>電気化学発光免疫測定法（定量）</u>又は<u>化学発光免疫測定法（定量）</u>による SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を行った場合に限り、「52」HIV - 1 抗体（ウエスタンブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、SARS-CoV-2抗原検出（定量）を実施した場合、SARS-CoV-2抗原検出（定性）については、別に算定できない。

（日本医師会医療保険課）